

お知らせ

海技免状更新講習

■講習日／

3月12日(土)

午後零時30分受付

午後1時30分開始

■場所／

大島文化センター

■該当者／

①有効期限記載の海技免状は、期限の1年前から更新期間に入ります。

②海技士の方で旧様式の海技免状をお持ちの方は、予約時に有効期間起算日を確認します。

③小型船舶操縦士の免状で、失効されている方も同時に失効再講習を行います。

※海技士(航海・機関・通信)の失効再交付講習は行いません。

※海技士(航海・機関・通信)を受講希望の方は、5日前までに必ず予約をお願いできません。予約のない方は受付できない場合があります。

※小型船舶操縦士のみを受講される方は予約はいりません。

■持参品／海技免状、ボールペン、本籍記載の住民票1通、写真(45×35ミリメートル2枚)

※更新手続き中に乗船予定のある方は、免状のコピーが必要です。

※海技士の方は住民票不要、写真は従来どおり3×3センチメートルです。

※紛失・失効の方は印鑑が必要です。

■料金／
小型7400円
(小型失効1万6250円)
大型8270円

※送料500円別途必要
■問い合わせ／
(社)中国船舶職員養成協会
(中国海技学院)
☎082(255)8705

大島田舎美術館を
ご利用ください
大島田舎美術館では、町民の芸術文化の振興を図るために生涯学習作品をはじめとする美術作品等の展示を行っています。

○出展作品等を募集します
大島田舎美術館では、各作品展への作品出展をはじめ各団体展や個展(二人展・三人展も可)の受け付けを行って

いますので、多数のお申し込みをお待ちしております。
○生涯学習作品展開催中
・2月5日～3月27日までの
毎週土・日曜日
午前9時～午後4時

■問い合わせ／周防大島町教育委員会大島教育支所
☎0820(74)5300
FAX
0820(74)3999
Eメール
oshimakyoi@town.suo-oshima.lg.jp

やまぐち森林づくり県民税について
山口県では、荒廃が深刻化している森林を、適性に維持・管理し、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、森林の整備を目的とした独自の政策税制である「やまぐち森林づくり県民税」の平成17年度からの導入を検討しています。パブリック・コメントなどを通じ、県民の皆様から頂いたご意見を踏まえ、よりよい税制案を作り上げたいと考えています。

○具体的な課税の仕組み
現行の県民税均等割額(個人・法人)に一定額を上乗せする方式です。

①納める人
個人 県内に住所がある人、県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人
法人 県内に事務所、事業所を持っている法人等

②納める額(上乗せ額)
個人 500円(年額)
法人 資本等の区分(5区分)により1000円～4万円(年額)

③納める方法
・個人は県民税均等割に上乗せして、市町村に払い込みます。
・法人は県民税の申告納付の際、均等割に上乗せして納めます。

■問い合わせ／
税の用途に関すること
山口県農林部林政課
☎083(933)3464
税の仕組みに関すること
山口県総務部税務課
☎083(933)2275

公用車を売却します
周防大島町では厳しい財政状況を考慮し、経費節減策のひとつとして、合併により不要となった町長車を売り払います。

買い受け希望の方は入札にご参加ください。

■入札の方法／
○一般競争入札(競り売りではありませんので、ご注意ください)
○次の方は入札に参加することはできません。
・未成年者
・被成年後見人
・被保佐人
・被破産者で復権を得ない者
・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に規定する者

○入札予定日 3月10日(木)
○詳しい手続きを記載した入札説明書を交付しますので、以下問い合わせ先までご連絡ください。
■問い合わせ先／
役場総務部総合政策課
☎0820(74)1005
Eメール
seisaku@town.suo-oshima.lg.jp

■車種および仕様等／

トヨタ クラウン
AT 3,000cc
平成10年6月登録
走行149,000km
平成17年6月車検

